

幌延町税等収納対策推進本部より

町税、公営住宅料、保育料、水道料、下水道料、介護保険料の

一口メモ

給与所得者の年末調整

平成17年分の年末調整において
特にご注意ください事項

- ① 老年者控除が廃止されました。
- ② 社会保険料のうち、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について、社会保険料控除を受けようとする場合には、証明書類の添付が必要となりました。
- ③ 配偶者が「配偶者控除」の対象となる場合には、「配偶者特別控除」は受けることができません。

1 扶養控除等の申告

年末調整は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している方のうち、給与の収入金額が2,000万円以下の方について行うことになっていきますから、給与所得者が年末調整を受けるためには、扶養親族などがない場合でもこの申告書を提出する必要があります。また、今年結婚や出産、就職などにより扶養親族などに異動があった場合で、また異動

納め忘れはありませんか？

●納め忘れの方は担当係へご相談下さい。

申告書を提出していない方は、年末調整に間に合うようできるだけ早く提出してください。

2 配偶者特別控除の申告

配偶者特別控除とは、本人が生計を一にする配偶者（合計所得金額が38万円超え76万円未満の配偶者に限りま）を有する場合に、本人の所得金額から最高38万円（配偶者の合計所得金額に応じて控除額が調整されます）を控除するというものです。年末調整によりこの控除を受けるためには、「給与所得者の配偶者特別控除申告書」へ給与所得者の保険料控除申告書との兼用紙とさせていただきます。）を勤務先に提出しなければなりません。

3 保険料控除等の申告

本人が直接支払った国民健康保険や国民年金の保険料などの社会保険料と小規模企業共済等掛金はその金額を、また、生命保険料と損害保険料はその支払った額に応じて算出した額を、それぞれ年末調整の際に所得金額から控除することになっています。これらの控除を受けるためには、「給与所得者の保険料控除申告書」を勤務先に提出

する必要があります。
この控除を受けるためには、支払った金額の多少にかかわらず証明書類を申告書に添付等することが必要です。

4 住宅借入金等特別控除の申告

給与所得者の方についての住宅借入金等特別控除は、最初に控除を受ける年分については確定申告によらなければなりません。その後の各年分については年末調整の際に控除を受けることができます。

年末調整で行う住宅借入金等特別控除は、各人から提出された「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて行うことになっていますから、所要事項を記載したこの申告書に、年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書（その方の住所地の税務署長が発行したもの）及び「住宅所得資金に係る借入金の年末残高等証明書」へ借入等を行った金融機関等が発行したものを添付して、年末調整の時までに勤務先へ提出する必要があります。なお、家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していない場合など、一定の場合にはこの控除を受けることができません。